

## 船橋市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

### (目的)

第1条 船橋市重度障害者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)は、重度障害者等(第3条第2号に掲げる者をいう。)に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等(在宅就労の場合の就労場所を含む。)における支援を行うことにより就労機会の拡大を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、船橋市(以下「本市」という。)とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援護のことをいう。
- (2) 重度障害者等 本市において、重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。
- (3) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第49条第1項に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象となる事業主をいう。
- (4) 自営業者等 民間企業で雇用される者、国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者であって、重度訪問介護等の利用にあたって経済活動を理由に重度訪問介護等の利用ができない時間がある者をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、民間企業及び自営業者等が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめたものをいう。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、重度障害者等であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者又は週所定労働時間10時間未満の者で、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書によって確認できたもの。ただし、障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。
- (2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。ただし、自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上を基本とする。

### (支援対象範囲)

第5条 前条第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援及び職場等における支援(障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。)であって、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。前条第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援及び職場等における支援の部分(時間)とする。

(支給の申請等)

第6条 本事業の支給を受けようとする者は、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給申請書兼利用者負担額変更申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

(1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(障害者総合支援法第22条第8項に規定する受給者証をいう。)の写し

(2) 支援計画書(第2号様式)

(3) 雇用されていることを証する書類の写し(被雇用者に限る。)

(4) 自営業者等であることを証する書類の写し(自営業者等に限る。)

(5) 本事業を受ける月の属する年度(当該重度障害者等就労支援特別事業を当該年度の最初に受ける月が4月から6月までのときは、前年度)に係る第13条第3項第2号イに規定する市町村民税の課税状況を示す書類

(6) 当該申請に係る障害者等の属する世帯の構成及び当該障害者等の年齢を示す書類

(7) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、支給する旨の決定(以下「支給決定」という)を行ったときは、当該支給決定障害者(以下「支給決定障害者」という)に対し、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書(第3号様式)により通知する。

3 市長は、前項の規定により支給決定を行わないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(支援を提供する者)

第7条 本事業のサービス提供を行う事業所(以下「指定事業所」という。)は、重度訪問介護等の事業を行う事業所であり、かつ、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの指定を受けた事業所であって、支給決定障害者が前条の規定による申請において指定し、支援を提供するに相応しいものとして市長が認めたものとする。

2 指定事業所は、サービス提供にあたっては、船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年船橋市条例第162号)第4章に定

める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

(支給期間及び支給量)

第8条 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費(以下「本事業費」という。)の支給期間は、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書を受けた日後最初に到来する3月31日までとする。

2 第5条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、別表1の範囲内で市長が決定する。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、支給決定障害者が、次の号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は本事業費の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 支給決定障害者が、本事業を受ける必要がなくなったとき。

(2) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(3) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。

(4) その他市長が本事業費の支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、その旨を船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定取消通知書(第4号様式)により当該取り消しに係る支給決定障害者に通知し、通知書の返還を求めるものとする。

(利用終了の届出)

第10条 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに船橋市重度障害者等就労支援特別事業費辞退届出書(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

(1) 第4条に関する要件に該当しなくなったとき。

(2) 本事業の利用を辞退したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、事業の利用の必要がなくなった場合。

(申請内容の変更の届出)

第11条 支給決定障害者は、第4条に規定する要件又は第6条に規定する申請における内容に変更が生じたときは、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費申請内容変更届出書(第6号様式)に変更事項を証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、その内容を審査し、第6条第2項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容を船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給額等変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(通知書の再交付)

第12条 市長は、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書又は船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給額等変更決定通知書(以下「支給決定通知書等」という)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者から、支給決定の支給期間内において、通知書の再交付の申請があったときは、支給決定通知書等を交付しなければならない。

2 前項の支給決定通知書等の再交付の申請は、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書再交付申請書(第8号様式)により行うものとする。

(事業費の支給額)

第 13 条 市長は、支給決定障害者で本事業を利用した者に対し、本事業に要した費用について、本事業費を支給するものとする。

2 本事業を受けようとする支給決定障害者は、指定事業所に支給決定通知書等を提示して本事業を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 事業費の支給額(以下「支給額」という。)は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に利用した本事業について、第8条第2項に規定する支給量の範囲で、第5条に規定する支援対象範囲を提供した時間につき、別表2に定める額(その額が現に本事業に要した費用の額を超えるときは、当該事業に要した費用の額)を合計した額

(2) 次のアからエまでに掲げる支給決定障害者等の属する世帯(当該支給決定障害者等が障害者である場合にあつては、当該障害者及びその配偶者に限る。以下「受給世帯」という。)の区分に応じ、当該アからエまでに定める額(当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

ア アイからエまでに掲げる受給世帯以外の受給世帯 37,200円

イ 住民税所得割額(本事業を受けた月の属する年度(本事業を当該年度の最初に受けた月が4月から6月までのときは、前年度。以下「被事業年度」という。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(省令第26条の2に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。以下同じ。)が16万円未満である受給世帯 9,300円

ウ 住民税所得割額が28万円未満である受給世帯(支給決定障害者等が障害児の保護者である受給世帯に限る。) 4,600円

エ 被事業年度分の市町村民税(地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が非課税の受給世帯又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者の属する受給世帯 0円

4 前項第2号に規定する住民税所得割額を算定する場合には、省令第26条の3に定める

算定方法によるものとする。

(利用者負担額)

第 14 条 本事業の支給決定障害者が負担する額(以下「利用者負担額」という。)は、別表 2 に定めるサービス提供費に 100 分の 10 を乗じた額とする。ただし、支給決定障害者が負担する上限月額、前条に規定する額とする。

2 指定事業所は、支給決定障害者に対して支援を行ったときは、当該支給決定障害者から前項の規定により算定した利用者負担額の支払を受けるものとする。

(利用者負担額の変更)

第 15 条 支給決定障害者は、利用者負担額等を変更する必要があると認めるときは、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給申請書兼利用者負担額変更申請書にその事由を証する書類を添えて、市長に利用者負担額の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用者負担額の変更の可否を決定し、その旨を船橋市重度障害者等就労支援特別事業費支給額等変更決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(代理受領)

第 16 条 市長は、支給決定障害者が指定事業所からサービス提供を受けた場合、指定事業所は、委任状(様式第 9 号)に基づき支給決定障害者に代わって支給額の支払いを受けるものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者に本事業費の支払いがあったものとみなす。

3 指定事業所は、第 1 項による支払いを受けたときは、当該支給決定障害者に対して、本事業費として受領した旨を通知しなければならない。

(支払請求)

第 17 条 指定事業所は、支給決定障害者に対してサービス提供を行ったときは、船橋市重度障害者等就労支援特別事業費請求書(第 10 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費明細書(第 11 号様式)

(2) 船橋市重度障害者等就労支援特別事業費サービス提供実績記録票(第 12 号様式)

2 市長は、事業所から前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、適当と認められるときは、支払うものとする。

(支援員)

第 18 条 支援員は、指定事業所の従業者のうち重度訪問介護等に従事している者であって、当該支給決定障害者の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 支援員は、従事する際にはその身分を示す証明書を携行し、かつ、支給決定障害者から提示を求められたときは、これを掲示しなければならない。

3 支援員の派遣時間は 30 分単位とする。

(報告等)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、支給決定障害者及び指定事業所若しくは指定事業所であった者又は指定事業所の従業者であった者(以下「支給決定障害者及び指定事業所等」という。)に対し、報告、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは支給決定障害者及び指定事業所等に対し出頭を求め、又は当該職員に支給決定障害者及び指定事業所等に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不正利得)

第 20 条 市長は、偽りその他不正の手段により本事業費の支給を受けた指定事業所があるときは、その指定事業所から、支給額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対象者像	1 月あたりの支給量
重度訪問介護	130 時間
同行援護	80 時間
行動援護	80 時間

複数の対象者像に該当する支給決定障害者は、支給量が最も多い対象者像とする。

別表 2

所要時間(1 日当たり)	サービス提供費		
	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1 時間未満	1,990 円	3,220 円	4,370 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,950 円	4,650 円	6,350 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,940 円	5,340 円	7,950 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,910 円	6,040 円	9,560 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,900 円	6,740 円	11,150 円

3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,860 円		12,770 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,850 円		14,370 円
以降 30 分ごとに加算	920 円	700 円	2,770 円